

第14回関西JALAP 法律事務職員セミナー

2020年施行 民法(債権法)改正について (PART3)

民法(債権法)改正について3回目、いよいよ最終回です。

今回は「債権譲渡」「賃貸借契約」などについて学びます。

これらの分野は、私たち事務職員の日常業務にも深く関わるもので、実務にも大いに参考になるものです。

前回のセミナーに参加者からは次のような声が寄せられています。

「耳慣れない用語もあったが、具体例を交えて話して下さったので、分かりやすかった」

「難しかったが、例を用いて説明してもらったので分かりやすかった」

改正法は2020年に施行される予定です。ぜひ、この機会を利用して改正法についての理解を深めてください。

多くのみなさんの参加をお待ちしています。

※ 前回セミナー参加のみなさんは、前回配布の資料をご持参ください。



日 時：2019年8月31日(土) 午後1時半開会

(午後4時40分ころ終了予定、そのあと懇親会)

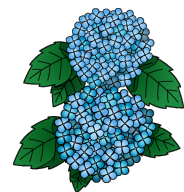
場 所：大阪弁護士会館 9階 920号室

講 師：足立 賢 介 弁護士(大阪弁護士会)

参加費：1000円(JALAP会員は800円)

(参加申込みは別紙参加申込書をお願いします。なお定員に限りがありますので、なるべく早い目にお申し込みください)

問合せ先：TEL 06-6857-3900(橋本)



※JALAPとは・・・

日本弁護士補助職協会の略称です。2013年に日弁連能力認定試験合格者を中心に有志の弁護士と共同で、事務職員がさらに能力を伸ばし、充実した仕事ができるようサポートすることを目標に発足した法律事務員の全国組織です。

今回の企画も、その目的の一環です。

日弁連能力認定試験合格者のみなさん、ぜひJALAPの会員登録をしてください。

会員登録は、下記ホームページからダウンロードしてください。

<http://jalap.jp>

